

青森県報

第三千九百十七号

平成二十六年
十一月五日
(水曜日)

目次

公告

建設業者の許可の取消し……………(東青地域)……………(県民局)……………

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局)……………

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 グランド開発
- 二 氏名 田中 多聞
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字樽沢字村元五一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一 六七六号
- 五 取消年月日 平成二十六年十月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、さく井工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監査委員

監査結果に対する措置の公表

平成26年9月12日付け青森県報号外第70号で公表した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年11月5日

青森県監査委員 泉 山 哲 草

同 同 元 木 篤 子

同 同 山 谷 清 文

同 同 小 倉 山 吉 紀

監査箇所名	監査結果	措置の内容
防災消防課	需用費において、延電気料金の支払遅延により遅延金が生じているものがある。	電気料金等の毎月支払のある契約についてスケジュール表(支払状況確認表)を作成し、複数人で管理する。
生活再建・産業復興局	需用費及び役務費において、前渡資金の精算手續が遅延しているものがある。	前渡資金についてスケジュール表(支払状況確認表)を作成し、複数人で管理する。
	負担金、補助及び交付金において、補助金の交付事務が適正でないものがある。	事務処理の適正執行について職員に改めて周知徹底するとともに、複数の職員で定期的に補助金交付事務の進捗確認を行う

	<p>過年度医業未収金の解消に努めること。</p>	<p>文書や電話 あるいは訪問による未収金の督促等を実施して回収に努める。</p>
<p>旅費において、支払金額が誤っているものがある。</p>	<p>旅費の過払分は返納済である。今後、異外出張の旅費計算に誤りの無いようチェックを強化する。</p>	<p>急性期治療病棟の効率的な運用や、児童養育年制の充実、診療収入増収、より一層の経費の節減、累積欠損金の縮減に努める。</p>
<p>当年度は、41,301,946円の純利益を計上したものの、累積欠損金が526,333,746円となっており、その解消に努めること。</p>	<p>事務処理に係るスケジュール共有化し、業務担当者間の連携を強化し、定期的な業務見直しを行うこと、喚起を行うなど、適正な業務体制の執行に努めることとした。</p>	<p>事務処理に係るスケジュール共有化し、業務担当者間の連携を強化し、定期的な業務見直しを行うこと、喚起を行うなど、適正な業務体制の執行に努めることとした。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>報償費及び旅費において、支払手続が滞っているものがある。</p>	<p>事務処理に係るスケジュール共有化し、業務担当者間の連携を強化し、定期的な業務見直しを行うこと、喚起を行うなど、適正な業務体制の執行に努めることとした。</p>
<p>教職員課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>納付について、電話による催告を継続して行っているほか、本人らに文書により通知している。未済の状況について通知し、未済金の解消への協力を働きかけている。定期的な電話連絡や文書による滞り管理の徹底を図ることに努めている。</p>
<p>青森県警察本部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>放置違反金の自主納付督促と滞り処分の納付率を高めることとした。</p>
	<p>報償費、旅費及び借借料において、支払手続が滞っているものがある。</p>	<p>事務処理に遅滞のないよう職員に再度周知徹底し、万全を期することとした。</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭